

# 横浜市いじめ防止基本方針【概要版】

## 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

### 1 いじめの定義

### 2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめはどの子供にも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害案件
- (2) 特定の子供だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む
- (3) いじめのない社会実現に向け、学校、保護者、地域がそれぞれの役割を自覚し、活動する
- (4) 子供は、いじめを許さない子供社会の実現に努める

### 3 横浜市いじめ防止基本方針策定の目的

市全体で子供の健全育成を図り、いじめのない社会の実現を目指す

### 4 いじめ防止に向けた方針

#### 市として

- いじめ防止基本方針の策定、必要な施策を総合的に実施
- 相談体制の充実、学校、家庭、地域等の連携強化、いじめ防止に向けての啓発

#### 学校として

- いじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援
- 学校組織をあげて子供たち一人ひとりの状況の把握に努める。

#### 保護者として

- いじめに加担しないよう指導、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- いじめを発見したときは、速やかに学校、関係機関等に相談・通報する。

#### 子供として

- 自らが主体的にいじめのない風土づくりに努める。
- 周囲にいじめがあると思われるときは、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

#### 市民、事業者、関係機関

- 横浜市の子供が安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
- 子供が健やかに成長することを願い、相互に連携しいじめの根絶に努める。

## 第2章 いじめの防止等のために横浜市が実施する施策

市は、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し推進する。

- ・子どもの健全育成に関わる機関、諸団体等との連携強化
- ・教職員の資質の向上、保護者等を対象とした啓発活動
- ・インターネット上のいじめの監視及び、防止に向けた子供等への啓発
- ・いじめ防止等のための調査研究、検証及びその成果の公表 など

### 1 横浜市いじめ問題対策連絡協議会の設置

関係機関の連携強化を図るため、「横浜市いじめ問題対策連絡協議会」を条例で設置

### 2 横浜市いじめ問題専門委員会の設置

いじめの防止等の対策を実効的に行うため、「横浜市いじめ問題専門委員会」を条例で設置

### 3 教育委員会の取組

#### (1) いじめの防止・早期発見に関すること

- 全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実
- いじめ防止啓発月間の設定（12月） ○いじめに係る相談体制の整備
- いじめの防止等のための対策に関する研修の実施 など

#### (2) いじめの対応に関すること

ア いじめに対する措置 イ 学校の指導のあり方及び警察への通報・相談による対応

#### (3) 学校評価、学校運営改善の実施

ア 学校評価、教員評価の留意点 イ 学校運営改善の支援

### 4 その他の事項

### **第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策**

#### **1 学校いじめ防止基本方針策定への考え方**

各学校は、自校のいじめ防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

#### **2 学校の組織づくりに向けて**

各学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「いじめ防止対策委員会」を組織する。必要に応じて外部専門家（心理・福祉等）を活用

#### **3 学校におけるいじめの防止等に関する取組の具体化に向けて**

- (1) いじめの防止
- (2) 早期発見
- (3) いじめに対する措置
- (4) 学校運営協議会等の活用

### **第4章 重大事態への対処**

#### **1 重大事態の発生と調査**

##### (1) 重大事態の意味

法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号の「相当の期間」

国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としている。ただし、日数だけでなく、状況や状態等、個々のケースを十分把握する必要がある。

児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査

##### (2) 重大事態の報告

学校は、重大事態であると思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告  
教育委員会は市長に報告

##### (3) 調査の趣旨及び調査主体

法28条の調査は、重大事態の対処とともに、同種の事態発生防止に資するために行う。  
調査主体は、教育委員会又は学校

##### (4) 調査を行うための組織

教育委員会又は学校はその事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設ける。

教育委員会が調査を行う際には、いじめ問題専門委員会を開催し、これが調査にあたる。

##### (5) 事実関係を明確にするための調査の実施

事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図る。

##### (6) その他留意事項

##### (7) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供 イ 調査結果の報告

#### **2 調査結果報告を受けた市長による再調査及び措置**

##### (1) 再調査

市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項による調査について再調査を行う。

##### (2) 再調査を行う機関の設置

附属機関として「横浜市いじめ問題調査委員会」を条例で設置する。

##### (3) 再調査の結果を踏まえた措置等

教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、必要な措置を講じる。

再調査を行ったとき、市長はその結果を議会に報告する。